

障害福祉サービス等処遇改善実績報告書(令和 4 年度)

(福祉・介護職員処遇改善実績報告書、福祉・介護職員等特定処遇改善実績報告書、福祉・介護職員等ベースアップ等支援実績報告書)

1 基本情報

Table with 7 rows and 2-7 columns containing company name (フリガナ), address, and contact information.

Report selection section with checkboxes for '障害福祉サービス等処遇改善加算', '福祉・介護職員等特定処遇改善加算', and '福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算'.

2 実績報告<共通>

※詳細は別紙様式3-2及び3-3に記載

- 本様式では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
I【処遇改善加算】福祉・介護職員(特定加算を併せて取得する場合は「経験・技能のある障害福祉人材」及び「他の障害福祉人材」)の賃金について、処遇改善加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
II【特定加算】障害福祉人材とその他の職種の賃金について、特定加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
III【ベースアップ等加算】障害福祉人材とその他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善所要額が、同加算の算定額以上であること
IV【特定加算】グループ毎の平均賃金改善額が配分ルールを満たしていること
V【特定加算】経験・技能のある障害福祉人材(A)のうち、1人以上は月額8万円の改善または改善後の賃金が年額440万円以上となっていること(その人数は法人一括で申請する事業所の数に応じて設定)
VI【ベースアップ等加算】賃金改善の合計額の3分の2以上は、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

Table showing financial data for '令和4年度' with columns for '処遇改善加算', '特定加算', and 'ベースアップ等加算'.

- (1)(2)(3)には、それぞれの加算による賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
(6)には、別紙3-2から、特定加算の総額のうち、経験・技能のある障害福祉人材(A)及び他の障害福祉人材(B)に配分された額が転記される。
(7)には、別紙3-2から、本年度の特定加算の総額が転記される。(その他の職種(C)に配分された額も含む。)
②ii)「前年度の賃金の総額【基準額1】【基準額2】【基準額3】」には、計画書の2(1)②ii)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

③ 平均賃金改善額<特定加算>

Table for '要件IV' comparing '前年度の平均賃金' and '本年度の平均賃金' for categories (A), (B), and (C).

※「前年度の平均賃金額(月額)【基準額4】」には、計画書2(3)④iv)の額を記載することとしているが、職員構成が変わった等の事由により修正することが可能である。

④ 月額平均8万円又は改善後の賃金が年額440万円となった者<特定加算>

Form indicating the number of people meeting the criteria: 5 people.

Form for '要件V' with a checkbox for 'Aのうち1人以上が該当'.

Form for '設定できない事業所があった場合その理由' with checkboxes for reasons like '小規模事業所等' or '職員全体の賃金水準が低く'.

